

写真等資料使用許可申請書

令和 年 月 日

呉市長殿

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(団体の場合は代表者氏名)

取扱責任者 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり写真等資料（以下、資料）の使用許可を受けたいので申請します。

資料名	
使用目的 及び 企画内容	
使用希望 期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
使用場所	

資料の使用を申請するに当たり、次の事項を遵守いたします。

- 1 資料は、責任を持って大切に扱うこと。
- 2 資料を破損し、又は紛失した場合は、直ちに呉市へ連絡するとともに必要な対策を講じること。
- 3 資料を破損し、又は紛失した場合は、呉市に損害を賠償すること。
- 4 上記の使用目的及び企画内容以外に使用しないこと。
- 5 資料の提供者が呉市以外の場合は、当該提供者の承諾を得ること。
- 6 資料を使用して著作物を作成するときは、出典・所蔵者等を必ず明記すること。
- 7 資料を使用して著作物を作成するときは、「資料提供：大和ミュージアム」と明記すること。
- 8 資料を使用して著作物を作成したときは、作成した著作物を1部以上、海事歴史科学館学芸課に提供すること。
- 9 使用する資料に人権問題及びプライバシーに関する情報が含まれる場合は、海事歴史科学館学芸課職員の指示を受けること。
- 10 資料を使用して作成した著作物により生じる責任は、すべて申請者が負うこと。
- 11 資料の使用に当たっては、海事歴史科学館学芸課職員の指示に従うこと。
- 12 資料の使用に当たっては、海事歴史科学館学芸課へ使用料を納入すること。ただし、減免の場合  
はこれに限らない。

連絡先：呉市産業部海事歴史科学館学芸課  
呉市宝町5番20号 電話(0823)25-3047, FAX(0823)25-3982  
E-mail:kaizi@city.kure.lg.jp